

2006年12月1日

株式会社関西アーバン銀行
代表取締役 伊藤 忠彦 殿

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's)
理事長 榎 彰 徳

<連絡先>

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31

OMMビル1階大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人消費者支援機構関西事務局

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール qqrx66s39@star.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

<添付資料>

平成18年10月11日付毎日新聞広告	1通
多重債務問題の現状と対応に関する調査研究(抄)	1部

申 入 書

当団体は、消費者契約法の一部改正による消費者団体訴訟制度の立法化に伴い、不当な勧誘行為や不当条項の使用中止を申し入れ、またこれらに対する差止請求権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、平成17年12月3日に結成された消費者団体です。(組織概要についてはホームページをご参照下さい)

当団体は、上記改正法の施行後、訴権行使団体となることを展望している消費者団体の立場から、貴行の融資商品である「おまとめローン」に関する勧誘態様について検討しましたところ、消費者利益に反して不当と思料される点がございましたので、貴行に対し、下記のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴行のご回答を、平成18年12月15日までに、書面にて当団体事務局宛に、ご送付頂きますようお願いいたします。貴行の誠実かつ真摯な対応を期待いたします。

なお、既に貴行にご連絡いたしておりますが、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容、申入れに対する貴行のご回答の

有無・内容、及び本申入れ以降のすべての経緯・内容、等を当団体ホームページ上で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

第1 申入れの趣旨

当団体は、貴行が消費者に対し、既存の債務の返済に充てうる資金について融資を行う際には、次の内容をもってその融資業務を行うことを要請する。

- 1 債務者に対して、既存の借入については、利息制限法に基づく再計算により法律上有効な債務額を算出させる等、同法による救済の機会を確保する、もしくは、少なくとも既存の借入について同法に基づく再計算により減少ないし消滅することを債務者において十分理解できるように明確に説明すること。
- 2 一般的な与信審査に比して、債務者の返済能力をより一層厳格に吟味した与信審査を行うこと。
- 3 債務者本人やその親族等の居住用不動産を担保として徴求し、あるいは、保証人を要求してはならないこと。

第2 申入れの理由

1 「おまとめローン」の現状

(1) 「おまとめローン」の内容

利息制限法所定の利率を超過する約定利率（以下「超過利率」という）による貸付を含む負債を複数抱えるに至った債務者に対し、その債務群を弁済するための返済資金を融資し、消費者金融や信販会社等に対する債務を一括返済させることにより債務を「一本化」させるとの商品が、通称「おまとめローン」として存在する。

貴行においても、新聞等の広告媒体により、不特定かつ多数の消費者に対し、「おまとめローンは、3つの『楽』を好評提供中」などとの勧誘名下に、無担保型あるいは不動産担保型の「おまとめローン」の融資勧誘を行っている（添付・平成18年10月11日付毎日新聞広告参照）。

(2) 消費者の「おまとめローン」の利用動機

おまとめローンにおいては、金利負担の軽減、負債把握の簡明化、及び支払手続の簡略化等の勧誘文言が使用され、そのメリットが強調されている。

消費者からすれば、金利負担が軽減し、債務が一口に整理されるというこ

とは一見合理的と考えられることもあり、そのことがおまとめローン利用の増加の一因となっている。

しかしながら、貴行のおまとめローンについては、以下のような問題点が存在している。

2 おまとめローンの問題点

(1) 消費者から利息制限法による救済の機会を奪うこと

① そもそも、消費者金融や信販会社等が収受する超過利息については無効であり、その支払義務はない（最高裁平成18年1月13日、同月19日判決、最高裁平成17年12月15日判決等参照）。

しかるに、貴行のおまとめローンは、既存の債務について、消費者金融等の超過利息による債務をも対象とする。

本来、超過利息を含む既存債務については、本来であれば利息制限法による引直し計算により相当程度減少し、取引期間が長期のものについては既存債務自体が消滅し、消費者から消費者金融等に対する過払金返還請求が可能なものも存する。

しかるに、おまとめローンによる融資により、超過利息による額面どおりの既存債務の支払いがなされることによって、債務者は、上記のような利息制限法による再計算の機会が事実上奪われ、その不利益のもとに、既存の消費者金融等は、超過利息を含む債権を全額回収し、不当な利得を保持することになる。

他方で、利息制限法による引直し計算により既存債務が減額ないし消滅することを認識している消費者は非常に少ない。

この点につき、独立行政法人国民生活センターが本年3月に公表した「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」によれば、いわゆる多重債務者らの9割が利息制限法の金利の制限を知らなかったという結果となっている（添付・多重債務問題の現状と対応に関する調査研究（抄）参照）。

そもそも、銀行は、その業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について顧客に対して説明する義務を負っており、銀行法もその義務を実効あらしめるために、同法12条の2及び同法施行規則13条の7において、顧客の保護に資するため、業務に係る重要な事項の説明をするための措置をとり、そのための社内体制を整備することを義務づけている。

もとより、顧客としては借入れの負担が少ないことを望むことは当然のことであり、おまとめローンの融資にあたって、既存債務に含まれる超過

利息分の支払義務の有無は、借入の必要性及び額を決定するものであり、引いては、おまとめローン契約の中核的事項である。

したがって、貴行の顧客である消費者のほとんどが、超過利息に関する法律関係を認識していないことからすれば、おまとめローンを実施する銀行としては、超過利息については支払義務のないことを顧客に説明し、また説明するための体制を確立する義務を負っているというべきである。

- ② のみならず、過払金発生案件についてのおまとめローンの融資は、実質的には法律上無効な債務への弁済資金の供与であり、引いては、消費者金融等の過払金債務の隠蔽効果を伴うものである。

すなわち、上記のようにおまとめローンでは、法律上返済義務のない超過利息による債務にまで融資が行われる結果、債務者は本来借入れの必要がない融資金に対して約定利息を支払うことを余儀なくされる。これは、法律上無効な請求を受けている債務者に対して、支払義務のないことを知りながら敢えて返済資金を融資し、さらにその融資金に対して約定利息を徴収することと同様であり、債務者は二重に経済的損失を被ることになる。

そして、「おまとめローン」の融資実行によって、一見、支払月額が減額された債務者においては、別途、消費者金融等に対して一括返済時に発生した過払金返還請求を行うことは事実上期待できない。

その結果、消費者金融、信販会社等は、超過利息を含む債務について一括弁済を受けた時点で発生した過払金をそのまま保持しうるという不当な反射的利益を受けることになる。

特に、貴行は三井住友銀行グループに所属するが、同グループには、消費者金融大手のプロミス株式会社も所属しており、仮に、貴行のおまとめローンが、同社の超過利息を含む債務の弁済資金として提供される場合には、いわゆるマッチポンプの構造となり極めて悪質といわざるを得ない。

- ③ なお、本申入に先だって、平成18年7月31日付にて当団体から「お問い合わせ」を送付し、その後同年8月28日に当団体と貴行間で面談を実施した後に、貴行が採用した広告（添付資料）には、「現在のお借入金利が利息制限法の上限を上回る場合は、個々の契約によっては上回る部分の支払い利息が、返還されるケースがありますので、ご留意下さい。」との記載が新たに導入されたが、当該文言は、消費者に利息制限法に基づく再計算の必要性を十分に理解できるように説明したものとは認められない。

以上より、申入れの趣旨第1項記載の要請に至った次第である。

(2) 消費者に対する過剰融資を引き起こし、多重債務の悪化原因となること

そもそも、貸金業規制法13条は、過剰貸付を禁止しているが、その規制の趣旨は、資金需要者である債務者は、資金の必要に迫られて、勢い返済能力を超える借入れをしてしまう傾向があるのに対して、貸主がその資力を調査せず、その返済能力を超える過剰な貸付をしてしまえば、その支払ができず、経済的破綻に陥る蓋然性が高いことからそれを防止しようとする点にある。

この点、銀行による貸付けには、貸金業規制法13条の直接の適用はないものの、同条の趣旨は、消費者向け融資を行う限りにおいて、銀行による融資についても当然当てはまる。

そのため、銀行等の金融機関においても、過剰与信は行ってはならないことを前提に、過剰貸付や消費者等の多重債務の防止をも目的として、全国銀行個人信用情報センターが設立され、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報の交換を行い、さらには、他の信用情報機関とも一定の信用情報の交換を行い与信しているのである。

しかし、おまとめローンにおいては、以下に述べるように、その商品の特性から通常の融資を行うものに比して過剰貸付となりがちであるから、より積極的に過剰貸付を防止する処置を講じる必要がある。

そもそも、おまとめローンの融資を申し込む債務者は、もともと過剰貸付の結果、返済能力を超えた融資を受けていたり、当初借入時と異なる事情が発生し、収入が低下したり支出が増大したりすることにより、負債額が大きくなるなどして、既に返済に窮していることが多い。

そして、かかる多重債務者に対するおまとめローンの融資額は、一般に複数の債権者に対する債務を整理するという性質上、100万円以上になるケースが極めて多く、貴行の広告中にも「無担保型300万円」「不動産担保型2400万円」という大きな融資枠が表示されている。

しかし、既存債務より借入金利が下がるとしても、おまとめローンの金利水準は概ね10%を超える高金利のものであり、貴行においても、無担保型で14.5%、不動産担保型でも9%~14.5%という高い金利を設定している。

このように、貸付元本額が多額であることと高金利との相乗効果により、債務者が後日、融資金の返済に窮する危険性は高い。

このような債務者に必要なのは、問題を先送りする「おまとめローン」による一本化ではなく弁護士、司法書士等専門家による早期の法的債務処理の選択である。しかるに、一本化による金利軽減といううたい文句にひかれ、もとより返済能力のない者が、一時的に「延命措置」を受け問題を先送りし、

むしろ悪化させる結果となることが多い。

したがって、おまとめローンにおいては、当該債務者の返済能力を、通常の場合に比してより一層厳格に吟味し、返済能力を超える場合には貸付をせず、経済的破綻をもたらさないようにすることは貸主となる貴行の責務であるといえる。

以上より、申入れの趣旨第2項記載の要請に至った次第である。

(4) 「おまとめローン」による融資自体が、債務者の生活基盤の喪失や、保証人の経済的損失という二次的被害を引き起こすこと

前述したとおり、おまとめローンの融資申込者は、既にそれまでの過剰貸付や多重借入れにより経済的破綻の蓋然性の高い者であるが、かかる者に対する「おまとめローン」の融資にあたって、不動産担保を徴求し、あるいは、保証人の要求を行うことは、もはや当該債務者に対する信用供与ではなく、当該不動産や保証人という債務者以外の信用に対する融資にほかならない。

貴行においても、不動産を担保とする不動産担保型の「おまとめローン」を勧誘し、かつ、その場合の融資額は最大2400万円まで拡大されている。

しかし、前述のように、そもそも、おまとめローンの融資自体が、既存債務に含まれる超過利息を隠蔽する欺瞞性の高い融資形態であるにもかかわらず、さらにその後、債務者の経済的破綻が現実化した場合は、融資金返済の不履行に伴って、担保不動産の収奪ないし保証人に対する履行請求という二次的な財産被害を引き起こすことになりかねない。

特に、担保不動産が、債務者及びその親族らの生活基盤であった場合、債務者らの生活を根本から破壊するという極めて危険な融資態様であると言わざるを得ない。かかる融資態様は、かつて商工ローンにおける融資被害が社会問題化したのと同様の危険性を孕んでいるのである。

以上より、申入れの趣旨第3項記載の要請に至った次第である。

以 上